

渋川市安全報告書

(渋川市営伊香保ロープウェイ)

1 利用者の皆様へ

当市の索道事業に対して日頃のご利用とご理解を賜りますこと誠に有り難うございます。

当市は、経営理念の第一に『安全の確保』を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解を頂くために公表するものです。お客様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

令和8年7月30日

渋川市長 星 名 建 市

2 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当市の経営理念の第一は、安全の確保です。安全基本方針を次のように掲げ、市長以下職員に周知徹底しております。

- ① 安全の確保は輸送の生命である。
- ② 規程の遵守は安全の基礎である。
- ③ 執務の厳正は安全の要件である。

(2) 安全目標

索道安全目標は下記のとおりです。

昭和37年7月開業以来無事故を継続中です。引き続き目標（無事故）達成に向けて取り組む所存です。

【定量的な目標】

設備不具合による事故、搬器トラブルによる事故を発生させない。
人身障害事故、無事故の更新に努める。

3 事故等の発生状況とその再発防止策

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故） なし

昭和37年7月開業以来無事故継続中

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

令和7年度において災害による運行停止はありません。

なお、荒天などのため延べ250時間15分運行を停止しました。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和7年度において国土交通省へのインシデントの報告はありません。

(4) 行政指導

令和7年度において関東運輸局等関係省庁からの行政指導はありませんでした。

4 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 人材教育

当市では輸送やお客様の安全に役立つよう、毎月給油・点検日に施設及び取り扱いについての安全教育を実施しています。

(2) 緊急時対応訓練

年2回、4月(救助装置製造メーカーによる指導)と、10月に救助訓練を実施しました。

年2回、9月と3月に消防署員指導のもと、火災・避難誘導訓練を実施しました。

年1回、3月に消防署員指導のもと、心肺蘇生訓練を実施しました。

年2回、7月と12月に予備原動機操作訓練を実施しました。

(3) 安全のための投資と支出

安全の維持・向上のため、収入の1割を目処に施設の修繕費に充てています。

5 お客様との連携とお願い

(1) お客様からの声をかたちにしています(アンケート)。

(2) 搬器乗車時の注意事項

ロープウェイにご乗車の際は、次のことをお守り下さいますようお願いいたします。

【通常の場合】

- ① ご乗車の際は足下に注意し、搬器内では静かにしてください。
- ② 搬器内は禁煙です。
- ③ 爆発のおそれのあるもの、及びその他の危険物は持ち込まないでください。
- ④ 窓から手を出したり、物を投げないでください。
- ⑤ 搬器内の備品を破損しないでください。
- ⑥ その他の危険と思われる行為は禁止します。

【非常の場合】

- ① 万一途中停止した場合は、無線電話で状況をお知らせしますので、そのままお待ち下さい。
- ② 機械故障・停電で途中停止が長時間にわたる場合は、係員が搬器内に救助に上がります。

③ その他の非常の場合は、係員の指示に従ってください。

【搬器内掲示指示】

ご乗車のお客様へ

このロープウェイは、関東運輸局の特別取り扱い許可（車掌省略）をいただいておりますので車掌は乗車しません。運転には万全を期しておりますから安心してご乗車ください。

6 ご連絡先

安全報告書へのご感想、当市への安全の取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒 377-8501

群馬県渋川市石原 80

渋川市商工観光部観光課

TEL 0279-22-2111 FAX 0279-22-2132

〒 377-0102

渋川市営伊香保ロープウェイ

群馬県渋川市伊香保町伊香保 560-1

TEL 0279-72-2418

安全管理体制図

